

京都市固定資産税路線価図

この路線価図は、固定資産(土地)評価額の算出に用いる路線価及び標準宅地の単位地積当たり価格について一般の閲覧に供するため、地方税法(昭和25年法律第226号)第410条第2項に規定する「地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面」として作成したものです。

地方税法第388条第1項の規定に基づく固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)に規定する市街地宅地評価法が適用される地域については、標準宅地の位置及び街路ごとの路線価、その他の宅地評価法が適用される地域については、標準宅地の位置及び単位地積当たりの価格を表示しています。

標準宅地の単位地積当たりの価格は、令和5年1月1日を価格調査基準日として算出しています。

なお、固定資産評価基準に基づく評価額の修正及び地方税法附則第17条の2の規定に基づく評価額の修正に係る修正率については、「令和6基準年度標準宅地及び修正率一覧表」に表示していますので、そちらもあわせてご覧ください。

路線価図及び標準宅地一覧表は京都市のホームページ「京都市情報館」でもご覧いただくことができます。

(京都市情報館) <http://www.city.kyoto.lg.jp/>

京都市 固定資産税 路線価図

検索

【注意事項】

- ・ この路線価図に記された路線価及び標準宅地の単位地積当たりの価格は、固定資産(土地)の評価額を算出するために定められたものであり、現実の土地の取引価格ではありません。
- ・ 個々の土地の具体的な評価額の算出に当たっては、それぞれの土地の形状等が考慮されるため、その1平方メートル当たりの価格は路線価と一致しません。
- ・ この路線価図に表示された路線については、令和6年1月1日(賦課期日)時点のものを表示しています。
- ・ この路線価図には路線の位置関係等が判別できるように、町界線や、地形図を基に作成した背景図を重ねて表示しています。

この町界線や背景図については、随時更新を行っておりませんので、路線の位置関係等を判別する参考情報としてご覧いただき、町名、地名又は施設名称等の確認等その他の用途には使用しないでください。